

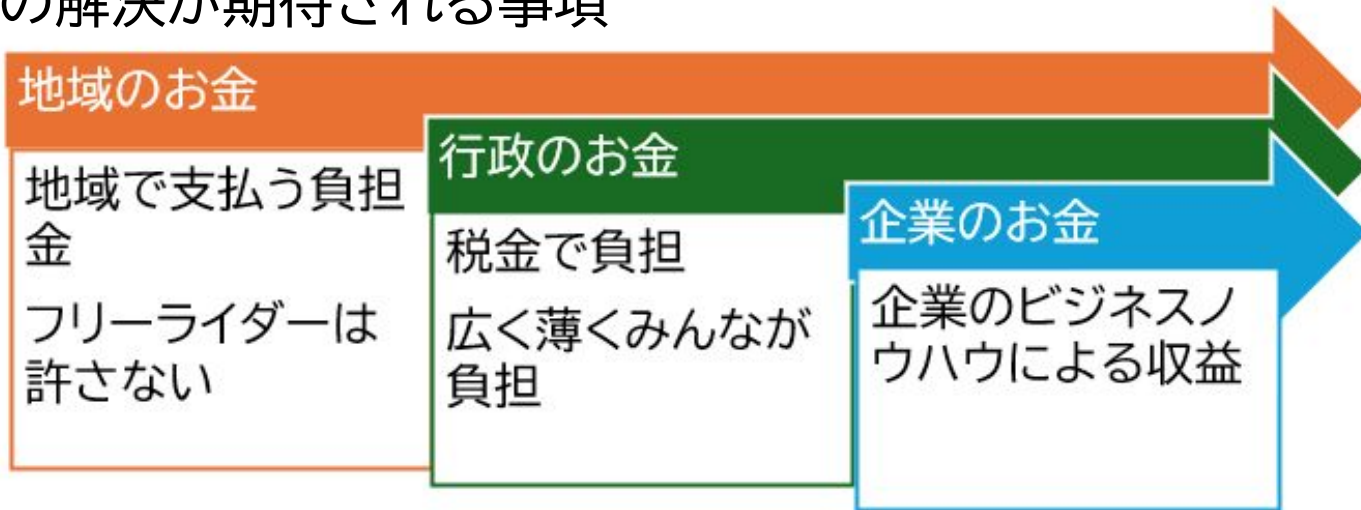
# エリアマネージメントの資金確保方法

—負担金制度を中心として—

(一財)土地総合研究所 専務理事 佐々木晶二

# 1-1 エリアマネジメントの課題

- 1) エリアマネジメントの主要な課題は人材、組織、資金
- 2) 資金については、供給元として、地域と行政と企業が想定される。
- 3) 行政のお金は先細り、企業は特殊な関係がないと期待できない。「地域からの共助として資金」をどう集めるかが、大きな課題。また、法制度での解決が期待される事項



## 2-2 地域からエリアマネジメントのためにお金を集めるための課題

- 1) 地域の方に対する受益に応じた負担
- 2) 地域の対象者に平等に負担いただく
- 3) 合理的な理由なく払わない人を許容しない＝最終手段としての強制力
- 4) 地域の方が納得できる決定の仕組み＝民主的な手続き

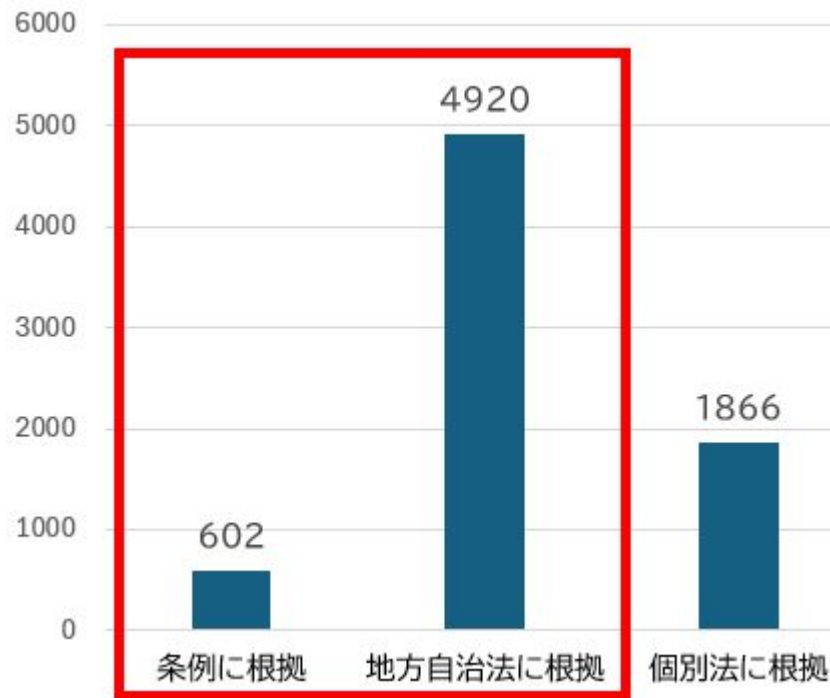
⇒いわゆる法的根拠をもつ「負担金」について法制面から論じる。

## 3-1 負担金についての概念整理

- 1) エリアマネジメントで議論する負担金は、一定のサービスを受ける者に対して受益の限度で負担を負わせるという意味で、講学上の「受益者負担金」に該当する
- 2) 受益者負担金は地方自治法第224条の一般的な根拠規定あり
- 3) なお、民間の行為によって行政に一定の費用負担を生じさせた場合に、民間側に負担を負わせる負担金を、講学上「原因者負担金」という。原因者負担金は道路法第58条、河川法第67条に規定があるが、地方自治法に一般的な根拠規定は存在しない。

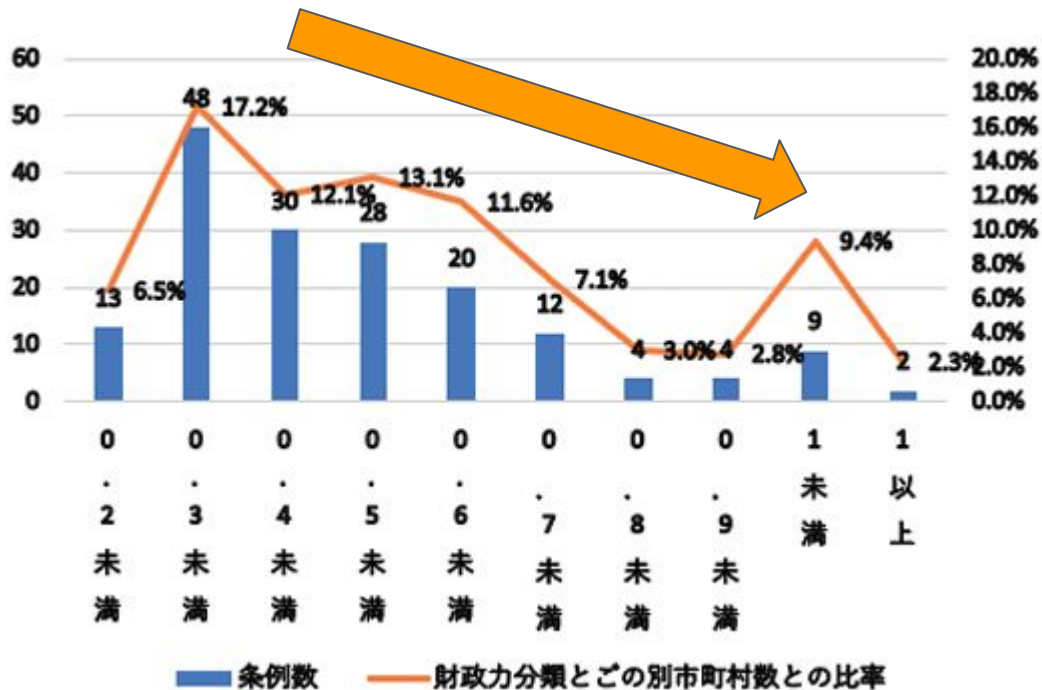
## 2-2 受益者負担金を徴収する条例の実態

- 1) 地方自治法224条を根拠とする条例数は相対的に多いが、法律に根拠を持たない自主条例によって、市町村が主体的に、受益者負担金を徴収する条例も多い(602条例)
- 2) なお、個別法根拠は下水道事業や土地改良事業なので、エリアマネジメントには直接関係なし



## 2-3 財政力指数と受益者負担金条例の制定数

- 下水道・土地改良などの補助事業関係以外の受益者負担金の条例制定状況を見ると、おおむね、財政状況が悪い市町村ほど、積極的に受益者負担金条例を制定している。



## 2-4 具体的な条例の事例(その1)

事業内容	根拠となっている条例
集会施設の整備、維持管理	新十津川町行政区自治会館通路及び駐車場の整備費負担金納入条例、養父市集会施設整備事業分担金徴収条例
間口の除雪、溝渠の工事	美唄市間口除雪事業条例、越前市溝渠工事受益者負担金徴収条例
防犯灯設置、LED化	上山市防犯灯LED化整備事業分担金条例、防犯灯取替事業分担金徴収条例
消火栓設置	紀の川市消火栓設置事業負担金徴収条例

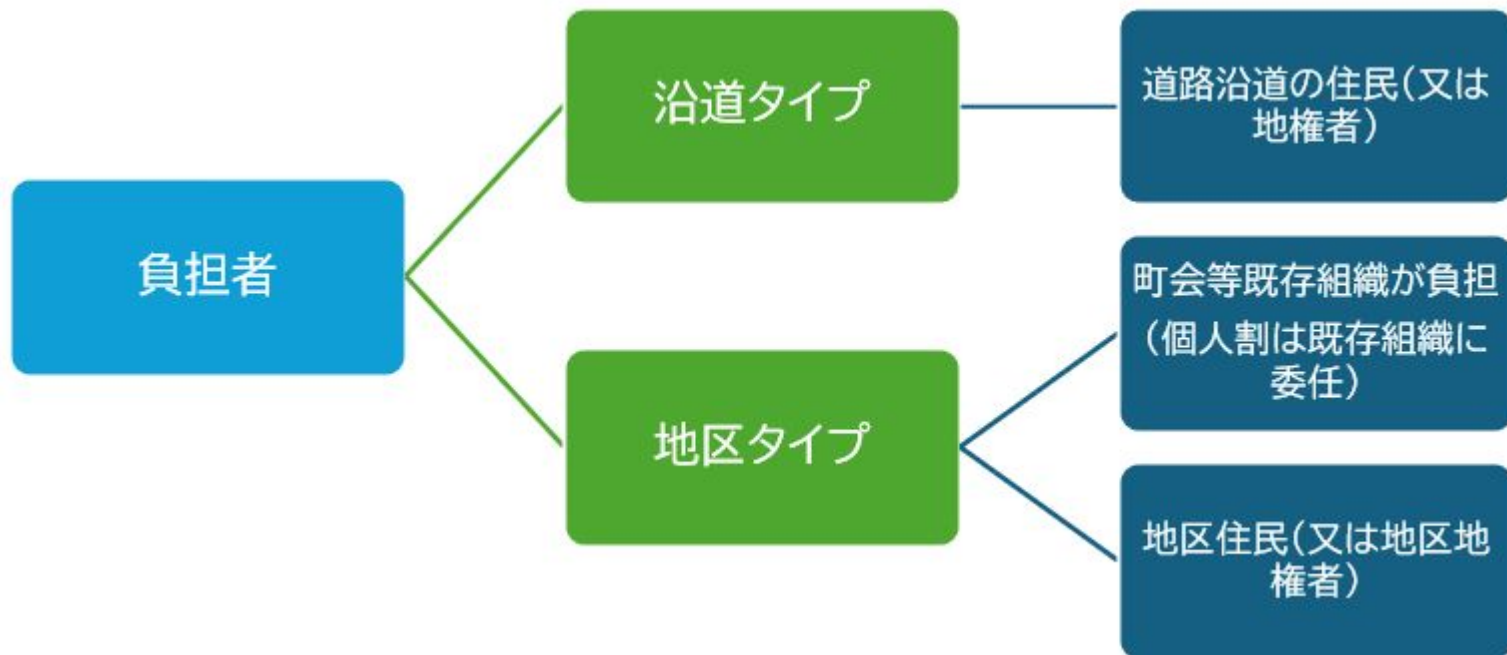
## 2-4 具体的な条例の事例(その2)

事業内容	根拠となっている条例
幼稚園、通学バス、高齢者バス	矢吹町幼稚園バス運行事業分担金徴収条例、坂東市坂東市通学（園）バス負担金徴収条例、塩谷町立塩谷中学校スクールバス運行に関する条例、阿賀野市通学バス運行及び管理に関する条例、柏原市立堅上小学校スクールバス負担金条例、井原市スクールバスによる児童、生徒及び園児輸送に関する条例、坂出市立幼稚園・学校通園通学用自動車運行事業実施条例、坂出市立学校通学用バス定期券交付条例、神崎市通学バス運行事業分担金徴収条例、日高町高齢者バス乗車証交付条例、堺市おでかけ応援利用者証条例



## 2-5 負担金の対象者の決め方

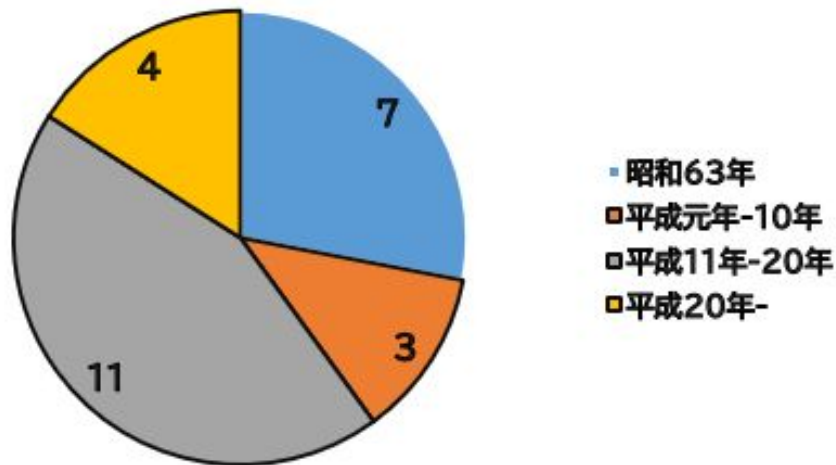
- 現実に住民が納得しやすい仕組みとして貴重な実践例



## (参考)要綱による金銭徴収

- 要綱は行政指導であり、任意の同意が前提。これをもって強制的に金銭徴収ができない。
- 実態として、まだ、民間事業者に開発段階で協力金などの名目で金銭徴収する要綱が存在するが、裁判になったら徴収している行政主体が敗訴する可能性大

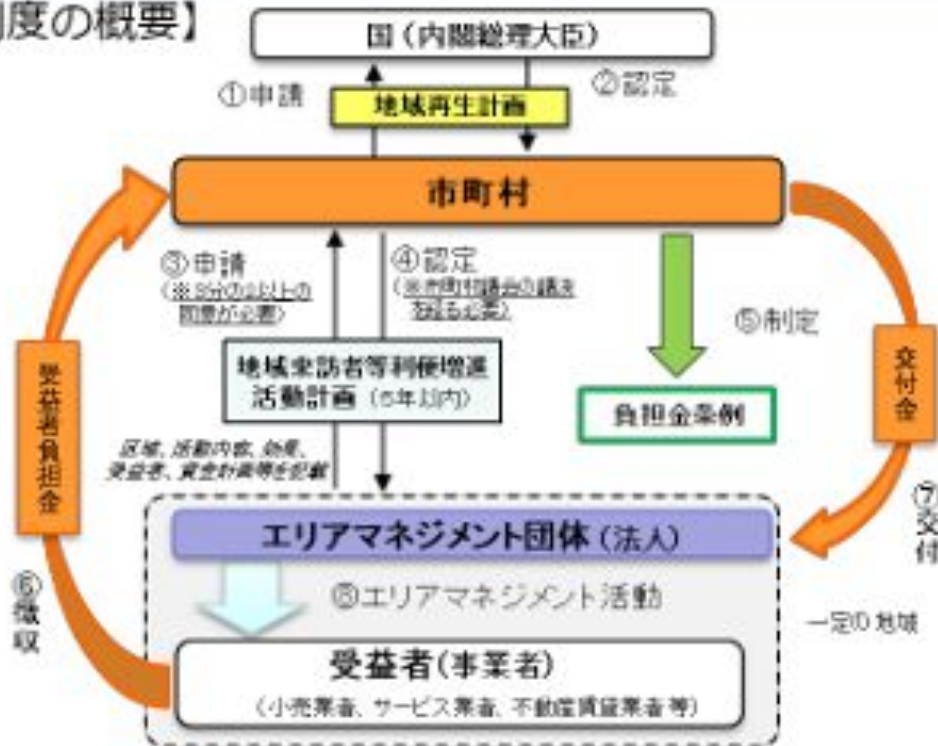
要綱策定年代別の協力金徴収要綱



# 3-1 エリアマネジメントのための負担金徴収の仕組み①

- 1) 内閣府が地域再生法で創設したエリアマネ負担金制度を活用
- 2) 内閣府が関係するなど手続きが煩雑
- 3) 受益者が事業者に限定

## 【制度の概要】



## 3-2 エリアマネジメントのための負担金徴収の仕組み②

- 1) 地方自治法224条又は自主条例として条例制定
- 2) 自主条例であれば、細かな国の指導を受ける必要なし。
- 3) 負担を受ける住民や地権者が納得できる内容であることが究極の要件
  - 条例において、対象者、負担金額の算定方法など、いわゆる租税法定主義の考え方に準じて、一定程度の明確さが必要
- 4) 自主条例の場合には、徴収等について地方税のように市町村自らが強制的に徴収することができず、民事執行手続きによる必要あり
  - 実際には、条例で徴収を義務付けることによって、強制執行手続きなしに徴収できる可能性が高い

### 3-3 現状の自主条例等に基づく受益者負担金の課題

- 1) 市町村の行政区域の一部の地域におけるサービスのために、市町村議会で条例を制定するのは、市町村担当職員にとって行政事務の負担が大きい。
- 2) 市町村議会の議員にとって、自分の選挙基盤でない、一部地域に限定された条例について、適切に判断するインセンティブが乏しい。
- 3) 本来は、対象地域の住民などの自主的な判断によって、主体的に組織組成をしたうえで、必要な資金を徴収する負担金制度が、制度の持続的・効率的な運用の観点からは望ましい。

## 4-1 地域が主体的に法人を設立し、負担金を徴収する仕組みについての検討の方向性

- 1) 現行法令では、これを可能とする規定は存在しない
- 2) 新しい「法人制度」を設立すること、また、新しい法人の法人税などの課税関係を整理する必要があることから、自主条例で対応することが困難。法制定が必要。
- 3) 地域が主体的に組織を創設し、かつ、組織に属する者から負担金を徴収する、という類似の仕組みを有するものとして、「土地区画整理組合」「市街地再開発組合」がある。これらは、講学上、「公共組合」と位置付けられ、「特別(の)行政主体」とも呼ばれている。

## 4-2 地域が主体的に法人を設立し、負担金を徴収する仕組みについての立法の方向性

- 1) 公共組合の立法例にならい、以下の要件を満たす形であれば、エリアマネジメント団体が強制権限をもって金銭を徴収することが可能である、との研究結果をまとめている。
  - 個別法手続きで設立、法律による対象事業の限定、事業計画に対する事前チェック、個別の事業内容に対する事前のチェック、個別事業に対する事後チェック、民主的な手続き(対内手続き・対外手続き)、事業中止に対するチェック
- 2) 土地総研が主催している「都市計画と法政策学との連携推進研究会」で行政法等の先生方と上記論点を議論
- 3) 「土地総合研究」2023年春号に提言、関係論考掲載済み。本シンポ後に改めて論考を公表する予定

## 5. 最後に

- 1) フリーライダーを出さずに、エリアマネジメント、地域サービスの提供のための資金を集めるのは、地方公共団体の職員の方にとっても重要な課題と認識
- 2) 資金の徴収などの点について、条例など具体的に検討したいという方は、土地総研へメールいただければ、ご相談にのりたいと思っています。
- 3) [info@tochi.or.jp](mailto:info@tochi.or.jp)